

箱崎町箱四町会規約

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は箱崎町箱四町会と称し事務所を箱崎町 34 番 8 号に置く。

第 2 章 会 員

第 2 条 本会の会員は箱崎町箱四町会内に居住する個人並びに法人を以って会員とする。
又、新らしく会員とならんとする個人又は法人は、理事会の承認を得て町会費を支払って会員となることができる。

第 3 条 本会の会員は、地域社会に貢献し、本会の発展に寄与するものとする。但し本会の発展を阻害し、又は著しく品位を傷つける行為・発言等を為したる者は理事会にはかり、町会費の徴収をとりやめ、会員としての資格を失う、又町会費を 6 ヶ月以上滞った場合も会員としての資格を失う。

第 3 章 目的及び事業

第 4 条 本会は会員相互の親睦をはかり、福利厚生を増進をはかるを目的とする。

第 5 条 本会は第 4 条の目的を遂行するため、次の部を置き事業を行う。

- 1. 総 務 部 総括、会の運営等
- 1. 企 画 部 会運営の企画、広報等
- 1. 渉 外 部 対外関係の推進、慶弔関係
- 1. 会計庶務部 会計事務全般
- 1. 公害対策部 公害防止の指導、工事関係
- 1. 防犯防火部 警察署広報、犯罪防止、火災予防の指導
- 1. 交通指導部 歩行者に対する指導等、交通全般の指導
- 1. 厚生衛生部 厚生、保健、清掃関係、廃品回収
- 1. 青 少 年 部 文化、青少年育成指導
- 1. 婦 人 部 敬老会
- 1. 祭 典 部 祭典の企画、みこし管理

第 4 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 1. 副 会 長 | 7 名以内 |
| 1. 監 査 | 2 名 |
| 1. 会 計 | 2 名 |
| 1. 顧問相談役 | 若干名 |
| 1. 常 任 理 事 | 若干名 |
| 1. 理 事 | 若干名 |
| 1. 部 長 | 若干名 |

第 7 条 本会の役員任期は 2 年とし、再任は防げない。

第 8 条 本会の役員選出は会長、会計監査は総会に於て出席人数の総意により選出する。

副会長、会計、顧問相談役、常任理事、理事、各部々長は会長が之を委嘱する。副部長、部員は部長が委嘱した者を以って充てる。

第 9 条 高層集合住宅に居住する会員は 15 世帯乃至 20 世帯に付き 1 名の代表を協議選出する。

代表は総会、会合、行事等に出席し本会の発展に寄与するものとする。

第 10 条 会長は本会を代表し会務を統括する。

副会長は会長を補佐し会長事故ある時は之を代理する。

常任理事は会長、副会長を補佐し緊急且つ重要な事項に関して常任理事会を開き協議決定することができる。

理事は理事会に出席し、会の運営全般を協議決定することができる。監査は会計事務を監査する。

第 5 章 会 議

第 11 条 本会の定時総会は毎年 5 月末日までに開催し、収支決算報告並びに予算等の承認を求める。

尚臨時総会は会長が必要と認められた時に之を召集する。役員会は必要に応じ之を開催する。

第 12 条 本会の議決はすべて出席人員数の過半数をもって之を決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 6 章 会 計

第 13 条 本会の会費は基本額を一般住宅 200 円以上、店舗・工場・事業所等は 500 円以上とする。

第 14 条 本会の経費は一般町会費、会場使用料、雑収入を以って之に充てる。

第 15 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終る。

附 則

1. 本会の所有する動産、不動産の名義人は本会より転居又は死亡の場合及び町会長、副会長、常任理事の役職から退かれた場合は名義人の資格を失う。
2. 本会の会則は総会の議決によらなければ之を変更することができない。
3. 本会の会則は昭和 42 年 4 月 1 日より施行する。
4. 昭和 54 年 5 月 21 日一部改正
5. 昭和 57 年 5 月 29 日一部改正

以 上